

第九十二号

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、徳島県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第八十一条の二第一項各号に掲げる事業の財源に充てる場合及び同条第二項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険の財政の安定化を図るため、徳島県国民健康保険財政安定化基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。